

企業の賃上げ環境整備を支援する補助金の申請期限等を延長します

生産性向上に資する設備投資や人材育成等の取組を行うとともに従業員の賃上げに取り組む中小企業事業者を支援する「賃上げ環境整備支援事業」の補助金について、申請期限、事業完了日及び実績報告日を下記のとおり延長します。

1 期限の延長をする補助金

- (1) 賃上げ環境整備促進補助金（基本型）
- (2) 賃上げ環境整備促進補助金（人材育成追加型）
- (3) 中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（経過措置分）

※これまでに上記(1)、(2)、(3)の申請を行った事業者についても、事業完了日及び実績報告日の延長をします。

※中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（業務改善助成金上乗せ補助）の申請期限は従来どおり令和8年3月10日（火）

2 期限延長の内容

(1) 申請期限

旧期限：令和8年1月30日（金）⇒ 延長後：令和8年2月13日（金）

(2) 事業完了日

旧期限：令和8年2月28日（土）⇒ 延長後：令和8年3月13日（金）

(3) 実績報告日

- ・旧期限：事業完了日から起算して30日を経過する日または令和8年3月10日（火）のいずれか早い日
- ・延長後：事業完了日から起算して30日を経過する日または令和8年3月24日（火）のいずれか早い日

3 補助金申請書等の提出先（補助金審査事務局）

〒380-0823 長野市南千歳1-12-7 新正和ビル6F アデコ株式会社内

長野県賃上げ・業務改善支援センター（Biz サポ）長野事務局 宛

各補助金について（県公式 HP）

電子メール：ADE.JP.naganobizsapo@jp.adecco.com

※ 県公式 HP の各補助金のページから申請様式をダウンロードし、
メール又は郵送にて提出してください。



4 その他

- ・申請にあたっては、申請マニュアル、各補助金の要綱等をご確認ください。
- ・設備投資、人材育成等に係る費用の自己負担分は、長野県中小企業融資制度による融資を受けることが可能です。

[\(https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/kinyu/chusyo-yushi/index.html\)](https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/kinyu/chusyo-yushi/index.html)

長野県公式LINEにご登録ください！

「事業者サポート」に☑していただくと

産業支援情報等を受け取ることができます。

登録はこちらから ⇒



（問合せ先）

担当 労働雇用課 雇用対策係 岩下、山田（奈）
電話 026-235-7118（直通）
026-232-0111（代表）内線2478
FAX 026-235-7327
電子メール koyotai@pref.nagano.lg.jp